

## 精神障害者保健福祉手帳の取得について

南保健所予防課へ

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付されます。

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病、及びその他の精神疾患の全てが対象となりますが、知的障害は含まれません。

手帳の等級は、障害の程度により1級から3級の区分があります。

### 精神障害者保健福祉手帳の手続

手続	申請に必要なもの
新規交付	<ul style="list-style-type: none"><li>申請書</li><li>写真（タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽、上半身が写ったもの、原則1年以内に撮影したもの。）</li><li>医師の診断書（初診日から6ヶ月以降のものに限る）又は精神障害を支給事由とする障害年金、または特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類の写し</li></ul>

### 届出事項

- 有効期間は2年であるため更新手続きが必要となります。（手続は新規申請と同様）
- 本人住所又は氏名を変更したときは、変更の手続きが必要です。
- 本人が死亡したとき、または、障害等級に該当する精神障害の状態がなくなったときは、手帳を返還してください。

### B. 申込

#### 保健所保健予防課

※申請書・診断書の様式は、「精神障害者保健福祉手帳に関する申請書・診断書」を参照してください。（ウエルねっと名古屋参照）

## 愛護手帳の取得について

南区役所福祉課へ

知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にある方に交付されます。

18 歳未満の方は中央療育センター、18 歳以上の方は知的障害者更生相談所の判定によります。

手帳の等級は、障害の程度により 1 度（最重度）、2 度（重度）、3 度（中度）、4 度（軽度）の区分があります。

愛護手帳の手続	
手続	申請に必要なもの
新規交付	手帳交付申請書 写真（タテ 4cm×ヨコ 3cm） 印鑑
更新 （再判定時期・障害の程度変更）	手帳更新申請書 写真（タテ 4cm×ヨコ 3cm） 印鑑
再交付 （紛失・破損）	手帳再交付申請書 写真（タテ 4cm×ヨコ 3cm） 印鑑

（注 1）本人又は保護者の氏名や住所を変更された場合には、届出が必要です。

（注 2）手帳の交付を受けた方が死亡されたとき、障害の程度が該当しなくなったとき等は、手帳を返還してください。

## 身体障害者手帳の取得について

南区役所福祉課へ

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能に障害のある方に交付されます。手帳の等級は、障害の程度により1級から6級までの区分があります。詳しくは、身体障害者障害程度等級表を参照してください。

身体障害者手帳の手続		
手続	申請に必要なもの	
新規交付	<ul style="list-style-type: none"><li>・手帳交付申請書</li><li>・指定医師診断書</li><li>・写真（タテ4cm×ヨコ3cm）</li><li>・印鑑</li></ul>	
再交付	障害の程度変更	<ul style="list-style-type: none"><li>・手帳再交付申請書</li><li>・指定医師診断書</li><li>・写真（タテ4cm×ヨコ3cm）</li><li>・印鑑</li></ul>
	紛失・破損	<ul style="list-style-type: none"><li>・手帳再交付申請書</li><li>・写真（タテ4cm×ヨコ3cm）</li><li>・印鑑</li></ul>

（注1）写真は正面を向き、顔がはっきりわかるもの。帽子、サングラス等は不可。原則1年以内に撮影したもの。

（注2）転居された場合や氏名を変更された場合には、変更の手続が必要です。

（注3）手帳の交付を受けた方が死亡されたとき、障害の程度が該当しなくなったときは、手帳を返還してください。